

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2025年 第2回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和7年2月25日(火)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時42分
開催場所		春日部市役所本庁舎3階 会議室3A			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	(出席人数：19人)			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		(欠席人数：なし)			
出席者	事務局	(出席人数：3人)			
		農業委員会事務局次長 溝口 通明			
		農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主査 金子 昌行		
出席者	議事参与	(出席人数：2人)			
		農業振興課長 浜村 三博	開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号「農地法第3条(委員会)」：公開 議案第2号「農地法第4条(知事)」：公開 議案第3号「農地法第5条(知事)」：公開 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」：公開 議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付け			

	<p>を引き続き行っている旨の証明」：公開</p> <p>議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」：公開</p> <p>議案第 7 号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」：公開</p> <p>議案第 8 号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について」：公開</p> <p>議案第 9 号「地域計画（案）について」：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	8	石川 勝也
	9	水口 健二
	10	岡田 實

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2025年第2回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課浜村三博課長と都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (3) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (4) 地域計画（案）について <p>の4項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。その際に岡本委員より発言があり、昨年9月に市長あてに提出した「農業施策等に関する意見書」について、来年度の予算編成に向けて市の対応状況を伺いたい、との意見がありました。運営委員に諮ったところ、本日総会後の全員協議会において農業振興課から説明を受けることといたしました。</p>
議長	<p>はじめに2件、ご報告いたします。お手元の事前審査一覧表と議案書5頁及び6頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条」申請番号9番については2月17日に取下書の提出がありましたので欠番となります。次に、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号5番については議案書送付後の2月19日に取下書の提出がありましたので、議案書から削除をお願いいたします。</p> <p>よって、本日の議題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案7件 日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案3件 日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案5件 日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案2件 日程5 議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」1議案1件 日程6 議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」1議案1件 日程7 議案第7号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に

	<p>関する意見聴取について」 1 議案 1 件 日程 8 議案第 8 号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」 の定期検証に伴う意見聴取について」 1 議案 1 件 日程 9 議案第 9 号「地域計画（案）について」 1 議案 1 件 合計 9 議案となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 8 番石川勝也委員、9 番水口健二委員、10 番岡田實委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第 10 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 4 番から 10 番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について許可申請が 7 件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号 4 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は贈与です。申請地は譲受人の保有農地に接しており、以前から譲受人が耕作を行っていた、とのこと。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号 5 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地 2 筆のうち 1 筆の一部には雑木も生えていますが、譲受人が開墾し、農地に復した上でペカンナッツ、クルミを作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>

次に、申請番号6番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。申請農地は中間管理権が設定されておりますが、現在、解除の手続きを進めているところです。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号7番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁、11頁となります。スクリーンをご覧ください。八丁目の2筆では大豆を作付け、不動院野の7筆では稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁から3頁、申請番号9番、詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による農地の所有権移転です。この新規就農者である法人は、母体を建設資材会社とする農業法人として起業した会社です。令和6年7月ごろから、農業委員会、農業振興課に新規就農に関する相談に訪れており、準備を進めながら11月に営農計画書が提出されました。その後、令和7年1月10日に富多地区、宝珠花地区の担当農業委員、推進委員との面接を経て、令和7年2月17日に農業委員会会長、職務代理、申請地の農業委員、推進委員、県農林振興センター技術普及担当職員及び農業振興課職員が出席する新規就農者聴き取り会を行ったところです。提出された挙証書類を確認し、計2回の聞き取りを実施した上で農地所有適格法人としての要件を備えていることを確認しました。案内図は13頁、14頁、詳細図は15頁から19頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。柵字上中通266番外15筆では稲作を、柵字石神397番外(ほか)3筆では長ネギを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号10番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではネギを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書11頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第

	<p>3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。はじめに、申請番号4番、9番について担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第4地区推進委員横井三夫です。はじめに、申請番号4番について報告いたします。令和7年2月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、上原推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地及び保有農地の現地調査においては問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号9番について報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員田口宏です。申請番号5番について報告いたします。令和7年2月7日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名及び私の6名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。保有農地は問題ありませんでしたが、申請地2筆のうち、内牧字大道3972-1は全体的に笹が繁茂しておりました。次に、内牧字大道3974については雑木が多く生えており、長年、耕作が行われた形跡がありません。調査の際、譲受人から聴き取りをしたところ、今後開墾して農地に復するとのことですが、現在の状況は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番、8番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見</p>

<p>推進委員</p>	<p>を求めます。</p> <p>第2地区推進委員岩本利夫です。はじめに、申請番号6番について報告いたします。令和7年2月10日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地及び保有農地の現地調査においては問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また譲受人が第3地区に保有している農地についても、担当地区の推進委員等が行った現地調査により、問題が無かったことを、事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号8番について報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また譲受人が第1地区及び第3地区に保有している農地についても、担当地区の推進委員等が行った現地調査により、問題が無かったことを、事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号7番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。</p>
<p>推進委員</p>	<p>第3地区推進委員の石井です。申請番号7番について報告いたします。令和7年2月12日午前9時より、水口農業委員、横川推進委員及び私の3名で申請地および保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号10番について担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。</p>
<p>推進委員</p>	<p>第2地区推進委員の大塚です。申請番号10番について報告いたします。令和2年2月10日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で申請地および申請人が保有する農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なしとして意見を述べ、報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号9番の新規就農の聞き取り調査の結果について、議席番号</p>

推進委員	<p>6番岡本勉委員より報告を求めます。</p> <p>申請番号9番について報告をします。この度、令和7年2月17日に行われた申請法人の新規就農に関する聴き取り調査についてですが、私も担当地区の農業委員として出席いたしました。聴き取り調査では、申請法人から会社の概要や今後の営農計画等について説明を受けました。申請地では、水田は稲作、畑は長ネギを栽培するとのこと。稲作については役員1名に農家要件を持つ耕作者が含まれており、米作りの担保がされているものです。農機具については、2台のトラクターを購入し大型特殊免許の更新を済ませたとのこと。今回の農地法3条による所有権の移転については、当該申請の譲受人は法人であるため、農地所有適格法人の要件に当てはまるか事務局で確認したところ、全ての要件に該当する、との報告がありました。一方では、新規に就農するには規模が大きいため、資金的な面から本業である建設会社の財務状況を確認すべき、との付帯意見が出されました。後日、事務局で過去3年間の決算書を確認したところ、3期連続で増収増益の黒字経営で、十分な内部留保資金を保持しており、当面の間、春日部ファームの運転資金をまかえることを確認したと報告を受けました。以上のことを踏まえた上、聴き取り調査の結果、申請法人は新規就農者として問題なし、と判断いたしました。以上のことから農地法3条による所有権の移転についても問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番水口健二委員より申請番号4番から8番について事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号9番水口健二です。はじめに、申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請農地のうち1筆は笹の繁茂、もう1筆は雑木が生えており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないと報告がありました。そのため、事前審査において作付計画書の確認、農地の利用状況及び現地調査を行いました。作付計画書によれば、笹の繁茂した農地は今年中に、雑木の生えた農地は3年かけて伐採伐根し、作付けを行うとのことでした。次に農地の利用状況ですが、現在の農地所有者は健康上の理由から農地を耕作または改善することが難しい、と地区担当推進委員等から報告を受けました。次に、現地調査では申請地の状況は推進委員の報告のとおりであることを確認しました。現地調査後の審査では、現在の農地の状況と譲受人の今後の耕作の見込みについて話し合いを行いました。その中で、現状のままでは農地として活用することは難しいが、譲受人は隣接農地で果樹等の栽培を行っており、今後も耕作の見込みがあることから、農地の改善状</p>

況については担当地区の推進委員等が確認していくよう求めることとし、この案件については事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号6番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら事務局の報告のとおり、申請農地には中間管理権が設定されているため、所有権移転にあたっては解除の手続きが必要ですが、まだ済んでいないため、手続きがきちんとされるかどうか確認をする必要があると考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号4番、7番及び8番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員4人の合議により、これらの申請については全て許可、と決しました。

議長

次に、議席番号11番新井久義委員より申請番号9番、10番について事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号11番新井久義です。はじめに、申請番号9番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。次に、譲受人は法人であることから、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。次に、この法人は春日部市内で新規に農地を所有することから、事務局より最初の相談から申請農地のある地区の農業委員、推進委員との面談、そして新規就農聴き取り会に至るまでの経緯の説明がありました。また農業経営の裏付けとなる財務状況を示す挙証書類の提出を確認した結果、今後の経営にも問題ないこととの説明を受けています。以上のことから法人が農地を所有することは問題ないと考えております。よって、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号10番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

委員	はい、議長。
議長	石川委員、発言を許します。
委員	議席番号8番、石川勝也です。申請番号5番について質問いたします。スライドの農地を示す赤線の内側も農地と伺いました。この農地は果樹が植えられているようですが、譲受人の農地でよろしいでしょうか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局	ただ今のご質問にお答えいたします。現在ご覧のスライドの、赤線の内側は農地で、譲受人が耕作をしている農地でございます。現地には樹木が見られますが、これはクルミやペカンナッツを作付けております。
議長	石川委員、よろしいですか。
委員	わかりました。
議長	他に発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号6番について事前審査委員より継続審議、と報告がありました。 次に、申請番号4番、5番及び7番から10番について事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめに申請番号6番、次に申請番号4番、5番及び7番から10番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号6番を継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」、申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委

員は引き続き調査をお願いします。

議長

次に、申請番号4番、5番及び7番から10番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号4番、5番及び7番から10番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。

議長

次に、日程2、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号3番から5番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第4条(知事)」について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号3番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和45年10月20日付、国土地理院撮影の航空写真では、申請農地には建物及び庭が確認できます。農用地からの除外については、令和6年12月27日付で公告済です。該当する土地改良区はありません。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に申請番号4番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場及び資材置き場の設置です。自宅の隣接地に駐車場と資材置き場が必要なことから、転用申請したものです。駐車場には自家用車両5台と来客用3台を駐車するほか、農業用倉庫には育苗箱、防草シート、防鳥ネットなどを置く計画です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置はネットフェンスを設置して砂利の飛散を防止します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号5番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している宅地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図27頁、詳細図28頁とな

	<p>ります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和45年10月20日、国土地理院撮影の航空写真では申請農地には建物及び庭が確認できます。農用地ではないことを確認済です。該当する土地改良区はありません。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第2地区推進委員岩本利夫です。申請番号3番について報告いたします。令和7年2月10日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第2地区推進委員の大塚です。申請番号4番について報告いたします。令和2年2月10日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員及び私の4名で申請地および申請人が保有する農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なしとして意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員田口宏です。申請番号5番について報告いたします。令和7年2月7日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員1名及び私の6名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地は問題無かったものの、保有農地のうち、市街地に保有する農地2筆が届出なく駐車場として利用されていることを確認しました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題あり、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より</p>

申請番号3番から5番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号10番岡田實です。はじめに、申請番号3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、長年利用してきたと思われる古い建物と住宅敷地が確認できました。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号4番について事前審査の報告をします。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号5番について事前審査の報告をします。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題無かったものの、保有農地のうち、市街地の2筆が届出なく駐車場として利用されており、農地法第2条の2で定められた農地農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題あり、と報告がありました。担当推進委員による現地調査のあと、事務局が代理人に確認したところ、2月19日に農地法第4条による届出が行われ、問題は解消されたと報告がありました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、長年利用してきたと思われる古い建物と住宅敷地が確認できました。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番から5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号3番から5番を許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程3、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号5番から8番、及び10番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5頁をご覧ください。議案第3号「農地法第5条（知事）」について許可申請が5件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に申請番号6番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号7番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、前回の第1回総会、議案第3号、農地法第5条申請番号3番で審議いただき、不許可相当と意見をつけた自己用住宅の排水管理設のための一時転用です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご</p>

覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の一時転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。農地の一時転用にかかる工事期間は令和7年9月1日から14日間です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区の放流使用同意書が添付されています。資金計画については自己資金と金融機関からの融資で、金融機関発行の残高証明書と、住宅ローン事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号10番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で農作業が出来ず長年耕作放棄地となっていた場所で、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は37頁、詳細図は38頁から41頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

議長

次に、申請番号7番について、担当推進委員に代わり議席番号2番飯島優子委員より意見を求めます。

委員

議席番号2番飯島優子です。申請番号7番について報告いたします。令和

7年2月7日に、山崎農業委員と私の2名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、前回総会でも山崎委員が報告したとおり、保有農地の一部が譲渡人の住宅の庭となっており、事務局の指導にも関わらず状況は改善はされておりました。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないため、問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号10番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

第4地区推進委員横井三夫です。申請番号10番について報告いたします。令和7年2月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番岡田實委員より申請番号5番から8番、及び10番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号10番岡田實です。はじめに、申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われまます。しかしながら事務局の説明のとおり、申請に必要な該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が提出されておられません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、土地改良区の意見をきちんと確認することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に申請番号7番について事前審査の報告をします。この案件は事務局説明のとおり、2025年第1回総会で不許可相当と意見を付けた案件です。申請地及び申請人保有農地について担当委員に意見を求めたところ、前回調査時と同様に保有農地の一部が譲渡人の住宅の庭となっており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず問題あり、との報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、担当推進委員の報告のとおり、保有農地が庭として利用されており、不適切な利用であることが確認できました。事務局からの報告では、以前から代理人に指導しているが、未だ改善の動きは無い、とのこと。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ

効率的な利用が確保されておらず、改善の見込みも今のところ無いことから事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号6番及び8番について一括して事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、と決しました。

次に、申請番号10番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号7番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号5番について、事前審査委員より許可相当とし、ただし条件を付する必要がある、と報告がありました。次に、申請番号6番、8番、10番について事前審査委員より許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号7番、次に申請番号5番、次に申請番号6番、8番及び10番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号7番を不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号7番を不許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号6番、8番、10番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号6番、8番、10番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号、「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号3番、4番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書7頁をご覧ください。議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について申請が2件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、申請番号3番、詳細は議案書のとおり。案内図は42頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は20日ですが、同じ経営世帯の子がそれぞれ300日、250日従事しております。</p> <p>次に、議案書8頁、申請番号4番、詳細は議案書のとおり。案内図は43頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。</p>
議長	はじめに、申請番号3番について、担当推進委員に代わり議席番号2番飯島優子委員より意見を求めます。

委員	<p>議席番号 2 番飯島優子です。申請番号 3 番について報告いたします。令和 7 年 2 月 7 日に、山崎農業委員及び飯島の 2 名で申請地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号 4 番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第 1 地区推進委員の田口宏です。申請番号 4 番について報告いたします。令和 7 年 2 月 7 日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員 1 名及び田口の 6 名で申請地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、譲受人が第 4 地区に保有している農地についても、担当地区の推進委員等が行った現地調査により問題が無かったことを、事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 1 番新井久義委員より申請番号 3 番、4 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号 1 1 番新井久義です。申請番号 3 番、4 番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、ことと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 3 番、4 番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>

議長	起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号3番、4番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。
議長	次に、日程5、議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書の10頁をご覧ください。議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明について」証明願が1件あったので、審議を求めます。この証明は、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、租税特別措置法第七十条の六の二に定められている事業のための貸付けを行っていることを証明するものです。今回の申請は、先ほど説明した議案第4号、申請番号4番の申請者が相続税の納税猶予を受けている農地を、他の農業者に農用地利用集積計画による利用権を設定して貸付けを行っているので、申請農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は45頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は、相続税の納税猶予を受けた申請農地を引き続き貸付けを行っていることの証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。</p>
議長	次に、申請番号1番について担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員横井三夫です。申請番号1番について報告いたします。令和7年2月13日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員齋藤推進委員及び横井の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番新井久義委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号11番新井久義です。申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のこと

から、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。

議長

次に、日程6、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書11頁をご覧ください。議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。1月24日に農業委員に説明し、2月7日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって、議案書12頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

本案のうち、計画申請番号23番、及び24番から38番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号1番から22番と別々に審議いたします。はじめに、計画申請番号23番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号1番川鍋浩之委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (川鍋委員 退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号23番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」計画申請番号23番については原案のとおり決定することと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩)(川鍋委員 入室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号24番から38番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号5番中山雅博委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩)(中山委員 退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号24番から38番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」計画申請番号24番から38番については原案のとおり決定することと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。

(休憩)(中山委員 入室)

議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号1番から22番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号1番から22番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」計画申請番号1番から22番については原案のとおり決定することと決しました。先程決定した計画申請番号23番及び24番から38番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程7、議案第7号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17頁をご覧ください。議案第7号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。1月24日に農業委員に説明し、2月7日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。しかし事務局が行った書類審査及び現地調査により、2つの案件について意見を付す必要がある、と考えております。議案書の18頁をご覧ください。回答案についてご説明いたします。</p> <p>農用地からの除外の申出について、のうち議案書22頁及び23頁にあります「案件1」については「既存ビニールハウスの部分は、農地転用が不要のため、面積の再考を求める」必要があると考えたものでございます。次に、議案書32頁及び33頁にあります「案件6」については「農地転用においては、転用の必要性が判断基準となるため物置の必要性について確認」と考えたものでございます。以上の意見を付して、議案書18頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」原案のとおり意見を付して回答することに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」原案のとおり決定し、春日部市長へ回答いたします。
議長	次に、日程8、議案第8号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書37頁をご覧ください。議案第8号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項27号のハの規定により、意見を求められたので、審議を求めます。 土地改良事業等が行われた区域については、事業完了の翌年度から8年間、農用地からの除外が制限されます。しかしながら、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に位置付けることにより、地域の農業振興に資する施設と認められた場合には、この限りではなくなります。この計画に位置付けられ、農用地から除外された施設については、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証することとなっています。このことについて、1月24日に農業委員に説明し、2月7日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書38頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第8号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について」原案のとおり回答することに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について」原案のとおり決定し、春日部市長へ回答いたします。</p>
議長	<p>次に、日程9、議案第9号「地域計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書47頁をご覧ください。議案第9号「地域計画（案）について」ご説明いたします。これは、春日部市長より農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により別冊のとおり地域計画について意見を求められたので、審議を求めるものです。次に、議案書別冊の1をご覧ください。春日部市長から「豊野地域」「内牧地域」「富多地域」「南桜井地域」及び「川辺地域」の5つの地域計画（案）について意見を求められたものです。</p> <p>詳細につきましては、本日議事参与者の浜村農業振興課長が説明させていただきます。説明のあとに質疑をお受けしますので、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議事参与の浜村農業振興課長より説明を求めます。</p>
議事参与	<p>地域計画の案についてご説明いたします。この地域計画は令和5年に新たに改正された農業経営基盤強化促進法第19条に基づく計画でございます。計画の策定にあたりましては、地域の皆様、農業委員会の農業委員及び推進委員の皆様、農業協同組合及び農地中間管理機構の担当者にもご参加いただき、各地域で協議を重ねてまいりました。この度、法律の第19条6項の規定に基づき、農業委員会の皆様に意見を求めているところでございます。これと同時に、土地改良区、農業協同組合及び土地改良区にも意見照会を行っているところでございます。今回審議いただく5つの地域について計画の案を策定いたしました。地域計画は市内の農業振興地域農用地区域を9つの地域に分け、策定を進めていたもので、既に4つの地域計画についてが1月の農業委員会総会で意見照会し、議決をいただいたところでございます。今総会においては残り5つの地域計画について、説明と意見照会を行うものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。</p>

議案第9号「地域計画（案）について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（全員起立）

議長

起立全員です。よって、議案第9号「地域計画（案）について」原案のとおり決定し、春日部市長に回答いたします。

議長

次に

日程10 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程11 報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程12 報告第3号「農地法第4条制限除外」

日程13 報告第4号「農地法第5条（届出）」

日程14 報告第5号「農地法第18条（通知）」

日程15 報告第6号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の49頁から60頁にお示しのとおりです。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2025年第2回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時42分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 8 番 _____

農業委員 9 番 _____

農業委員 10 番 _____